

## 富山市観光戦略プラン策定委員会の設置に関する要綱

### (設置)

第1条 本市における観光の振興を推進する行動計画として、平成19年度に計画期間を10年として策定した「富山市観光実践プラン」を、北陸新幹線の開業に伴い変化する社会経済情勢や観光情勢の変化等を踏まえ、改めて総合的に計画するため、富山市観光戦略プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 富山市観光戦略プランの策定に関すること
- (2) 観光振興の課題に関すること
- (3) その他第1条の目的を達するために必要なこと

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 経済、観光関係団体等の役員等の職にある者
- (2) 旅客輸送関係団体等の役員等の職にある者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他関係団体等の役員等の職にある者

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、商工労働部観光政策課において処理する。

### (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。